



簡易課税制度選択不適用届出書の不提出／本則課税適用の可否

簡易課税制度選択届出書を提出した事業者が簡易課税の適用を受けることをやめようとするときは、所轄の税務署長に対し、適用をやめようとする課税期間の開始日の前日までに選択不適用届出書を提出しなければなりません。今回は、課税期間の30年も前に簡易課税選択届出書を提出していた納税者が、選択不適用届出書を期限までに提出しないで、還付申告をして、認められなかった事例を紹介します。

(令和4年4月12日東京地裁・棄却・控訴・TAINSコード：Z888-2449)

なお、同年10月26日東京高裁でも棄却され、納税者は、上告・上告受理申立てをしています。

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

<事案の概要>

原告が、控除対象仕入税額を本則課税により計算して消費税の還付申告をしたところ、新宿税務署長から、原告は簡易課税届出書を提出しており、かつ、基準期間における課税売上高が5000万円以下であることから、簡易課税により計算すべきであるとして更正処分等を受けたことから、その取消しを求める事案です。

<裁判所の判断>

- 1 簡易課税の趣旨は飽くまで中小事業者の事務負担の軽減であって、課税期間終了後に簡易課税の適用の有無を任意に選択することによって租税負担の回避・軽減を図ることまで許容する趣旨ではないことを明確にするものであると解される。その趣旨を踏まえ、やむを得ない事情とは、天災又は人的災害で自己の責任によらないものに基因する災害が発生したことにより不適用届出書の提出ができない状態になったと認められる場合その他これに準ずる場合をいうと解するのが相当であり、少なくとも、当該事業者の不注意や法の不知等により不適用届出書を提出しなかった場合はこれに含まれないものというべきである。
- 2 原告は、新宿税務署長に対して平成元年9月30日に簡易課税届出書を提出しているところ、課税期間の開始の日の前日である平成29年3月31日までに不適用届出書の提出をしておらず、かつ、基準期間の課税売上高が5000万円を下回っている。そして、原告は、課税期間の消費税等の計算について不適用承認申請書を提出しておらず、所轄税務署長の承認を受けてもいない。したがって、やむを得ない事情の有無にかかわらず、簡易課税が適用されることとなる。
- 3 原告は、提出期限までに不適用届出書の提出をしなかったことについて、①簡易課税届出書を提出してから課税期間までに30年近くが経過しており、最後に簡易課税により申告を行ってから10年以上にわたり本則課税により申告してきたこと、②平成10年以降、課税売上高が5億円や2億円を超えた期はなく、本社ビルの解体及び新築工事という特殊要因があった基準期間から課税期間までの間を除き、課税売上高が5000万円を下回る期もなかったこと、③平成20年頃に原告の経理責任者が甲から乙に交代した際、甲がその後も原告の課税売上高が5000万円を下回るとは考えず、簡易課税に関する事務引継等を行わなかったこと、④乙が、その後も原告が数年間にわたり本則課税により申告し続けてきた結果、簡易課税届出書が提出されていることに気付かなかったことからすれば、やむを得ない事情がある旨主張する。しかしながら、原告が不適用承認申請書を提出せず、税務署長の承認を受けてもいない以上、やむを得ない事情の有無にかかわらず簡易課税が適用されるべきことは、前記において説示したとおりである。
- 4 仮に原告の主張が事実であったとしても、これらはいずれも天災など原告の責めに帰することができない状態にあることにより不適用届出書の提出ができなかったものとはいえないから、やむを得ない事情があったとは認められない。
…………… (税法データベース編集室 大高由美子)

◇以上の判決について詳細(全文・A4判25頁)が必要な方は、送料実費とも2,000円(税抜)で頒布しますので下記あてご一報ください。